

特別徴収にご協力を

給与所得に係る住民税の徴収方法で、毎月（6月から翌年5月まで）の給与から天引きによる納税制度です。地方税法等の規定により、給与所得に係る住民税は特別徴収によつて徴収することとされています。

納税者の方々の利便性の向上および納税の公平を図るため、今まで普通徴収であった方についても特別徴収となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●納税者のメリット

- ・ 毎月の給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。
- ・ 納税のために金融機関等に行く手間が省けます。

- ・ 年4回払いの普通徴収よりも、年12回払いの特別徴収の方が1回当たりの負担が少なくて済みます。

●問合せ先

総務部税務課

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関する相談について「空き家総合相談窓口」を開設しましたので、ご活用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。（個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。）

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎ 052・522・2567

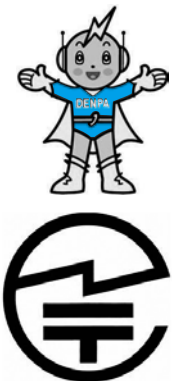


電波のルールは必ず守りましょう

〔電波利用環境保護周知啓発強化期間〕 6月1日～10日

電波の利用にはルールがあります。無線機器を使用するときは、必ず「技適マーク」が付いているか確認してください。

また、外国規格の無線機器は、防災行政無線やテレビ放送等に妨害を与えるおそれがあり、国内では使用できません。



【技適マーク】

●問合せ先

総務省 東海総合通信局

・ 不法無線局の相談

☎ 052・971・9107

・ テレビ等の受信障害の相談

☎ 052・971・9648

飛島村内犯罪状況（令和3年4月）

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
4月	0	0	0	0	0
1～4月	0	0	0	0	1
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
4月	0	0	0	0	0
1～4月	0	0	0	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他（侵入盗）	
4月	0	0	0	0	
1～4月	3	1	1	0	

警察からのお知らせ

けいさつ だより

